

「国民主権」論再論

渡 辺 良 二

はじめに

杉原教授の「人民主権の史的展開」¹⁾（以下「史的展開」と略す）が出版された。そのなかで、教授の旧著「国民主権の研究」²⁾（以下「研究」と略す）に対する私の批判に対し丁寧な御指摘をいただいた。まずこのことについて感謝しておきたい。本来ならば、私なりの国民主権研究の成果によってお答えすべきであろうが、現在なおそれが果せない以上、御指摘に対する私の基本的な考え方をのべ、あらためて教授の御教示を願うほかはない。

教授の、私に対する批判の要点は、私の教授に対する批判が実証に基づかない「超越的」³⁾な批判にとどまっている、という点にあらう。たしかに、私自身私の考え方をフランス革命期の実証的分析に基づいて提出しているわけではないし、また「書評」という形式でそのような「実証」もできるはずがない。しかし、教授と私の考え方の相違は、実証上のあれこれの事実認識の違いというのではなく、研究の問題意識や方法論、そしてそれらの前提となっている主権の問題（特に資本主義国家のそれ）に関する基本的なとらえ方にあると考えられる。本稿では、この点を明かにすることとしたい。なお、教授は、最近、「研究」の成果に基づいて、日本国憲法の主権に関する解釈論を積極的に展開しておられる。⁴⁾従って、この解釈論に関する私の疑問についても、あわせてのべる

1) 岩波書店、1978年。

2) 岩波書店、1971年。

3) 同前25頁。

4) 「地方自治の本質(1), (2), (3)」法律時報1976年2, 3, 4月号, 特に(3)。「現代議会議政と国民代表の理念(1), (2), (3), (4)」法律時報1977年1, 2, 3, 4月号, 特に(4)（以下「国民代表の理念」と略す）。

こととしたい。

I 国民主権の認識—ブルジョワ支配と国民主権

1 教授の見解と私のそれとの相違点が、教授が資本主義憲法の主権原理を「ブルジョワ支配だから国民主権」（あるいは「国民主権だからブルジョワ支配」とするのに対し、私はそれを「ブルジョワ支配にもかかわらず国民主権」（あるいは「国民主権にもかかわらずブルジョワ支配」とする点にあることは教授の御指摘のとおりである。私のこのような見解は、私だけの、特別の「独創的」見解でもなんでもない。実は、教授自身が方法論として採用している「イデオロギー批判」もこうした関係を前提としている。すなわち、宮沢教授が、「イデオロギー」の社会的、政治的機能について、「それは何よりも現実を蔽う機能を持つ。それは現実と一致しない表象、すなわち、非支配層の希望、欲求に対して現実の仮面を与えることによって、現実の改革を無用だと考えさせる。非支配層の抱懐する理想社会は今すでにここに実現されているかのように考えさせることは、何より現実の存続を欲する支配層の利益に役立つ」とのべているが、それは当然のことながらブルジョワジーのかかげる「理念」とブルジョワジーの支配という現実との不一致を前提していなければ意味がない。「国民代表」という「理念」は、議会と選挙人との関係が選任関係でしかない、というブルジョワ支配からもたらされる現実を隠蔽するという「イデオロギー」的機能を果すことによって、フランス革命期における支配層（すなわち「新興市民階級」⁸⁾、つまりブルジョワジー—渡辺)の利益に奉仕するものだったのである。このことは国民主権とブルジョワ支配との関係においても同一であり、両者のいわば「へだたり」が「イデオロギー」を形成しているのである。

5) 「史的展開」25頁。

6) ただし、厳密に言えば、「にもかかわらず」というのは正確ではない。ブルジョワジーが国民主権を援用せざるを得なかった、という意味では、「ブルジョワジーだから」ということになるからである。

7) 「国民代表の概念」,「憲法の原理」(岩波書店,1967年)所収,187頁。

8) 同前 201頁。

「イデオロギー」批判という方法は、単純にいえば、非支配層の希望自体をかかげない君主主権や逆に非支配層の利益が実現した国家においてはその存在理由自体があまりなくなるといってよい（そのような理想国家はなかなか存在しないのもまた現実であるが）。私は「イデオロギー批判」という方法をとるものではないが、私の上の見解が必ずしも私一人の考え方でないことだけをまずここでは指摘しておきたい。⁹⁾

2 さて、教授の「ブルジョワ支配だから国民主権」という見解は、以下のような問題意識と方法論の結果である。

すなわち、それは、ブルジョワジーに200年もの間、その支配を可能にし、また『『課題』（言葉の真のいみでの国民主権の実現一渡辺）の放棄を可能とした法原理はなんであったのか、それを可能とする法構造を『国民主権』＝代表的委任論自体がもっていたのではないか¹⁰⁾』という問題意識であり、その方法論としては、主権の問題を、「市民国家における国家権力の帰属の法的表明¹¹⁾」、すなわち「国家の包括的統一的支配権＝国権の帰属の問題¹²⁾」としてとらえ、その「真の構造」を「市民国家における国権行使の制度から合論理的に」、すなわち規範論理的に整合的なものとして「帰納¹³⁾」する、というものである。¹⁴⁾

9) この点で、私の、教授の「研究」に対する「書評」（「市民革命と民主主義」、法律時報1974年2月号、67頁）で、私の、この見解を「仮説的」とのべていること（同67頁）は適切な表現ではなかったといわざるをえない。もちろん、当時私が自己の見解を「仮説的」たらざるをえない程「独創的」だと考えていたわけでは決してない。それは同じ「書評」のはじめの部分で、「ブルジョワ支配にもかかわらず国民主権」とする理解を「これまでの民主主義論の理解」として紹介していることから理解していただけたと思う。「仮説的」ということの意味は、私自身、私なりの考え方に基いて、フランス革命期における主権原理の展開を実証的に明かにするにいたっていない、という意味に理解していただければ幸いである。いずれにしても、適切な表現ではないのでここに訂正しておく。

10) 史的展開」25頁。

11) 「研究」36頁。

12) 同前。

13) 同前。

14) この方法論から帰結する「国民主権」＝「代表的委任」論からはブルジョワジーの

このような問題意識と方法論は、実は次のような、ブルジョワジーの主権原理に関するとらえ方を前提としていることに注意しなければならない。¹⁵⁾

すなわち、「一般に市民憲法は、財産権を含めて経済的自由権を中核とする人権保障体系をもち、そのことによってブルジョワ的私有財産制＝資本主義体制を保障し、ブルジョワジーに『支配階級』としての地位を保証しているといわれるのだが、一般的な理解における『国民主権』は明かにそのような人権保障体系との整合性を欠くことになる。そこではブルジョワ的私有財産制に本質的には批判的な存在としての労働者階級をそのうちに含み、しかもそれが数の上で多数を占めているような『国民』が国家意思の最終ないし最高の決定権者とされているからである。そのような理解によれば、国民主権は、国家権力が国民の多数を占める労働者階級の意味によって内容を規定され、ブルジョワ的私有財産制に対する否定・批判の手段として存在することを保障することにならざるを得ないはずである」¹⁶⁾ というものである。つまり、ここではブルジョワ支配＝少数支配という規定から、ブルジョワ的主権原理は、この少数支配を可能にする非民主的な国権行使を保障ないし確保するものであるはずだ、という

支配に適合的な制度を導き出しえないことはすでにのべた（拙稿「『国民主権』論の検討」(1)彦根論叢175・176号、1975年、129頁)。「国民主権」は「人民主権」を排除しなくても「人民主権」的制度は排除しえないから、その意味では、民衆の政治参加は排除しえない。したがってブルジョワジーにとって「国民主権」の意味は「人民主権」ではないから非民主的制度であってもかまわない、ということではない。「かまわない」というのは非民主的制度であっても主権原理との整合性が維持されうる、ということである。しかし、ブルジョワジーはなぜこの程度の主権原理で満足しなければならないのだろうか。君主主権における君主のように自己の支配に適合的な制度を導き出しうるような主権原理をもちえないのだろうか。それは、本文でのべるようにブルジョワジーは、その権力を自己自身によって正当化しえないからにはほかならない。そうなると、なぜブルジョワジーの支配そしてそれに適合的な制度と「国民」という主権主体規定を整合的に理解しなければならないか、という本文の問題にもどらざるをえなくなるのである。

15) 前掲拙稿 130頁。

16) 杉原泰雄「国民主権と人民主権」『世界』1972年6月号、43頁(以下「世界」論文と略す)。

とらえ方が存在している。このようなとらえ方を前提とすれば、非民主的な国権行使の制度を可能とする非民主的な主権の構造は何か、ということが問題となりうるものであり、またそのような非民主的な主権の構造は非民主的な国権行使のあり方から「合論理的に帰納」されうるはずだ、ということになる。

3 教授のこのような主権のとらえ方と方法は、君主主権や社会主義国における「主権」の問題をとりあつかう場合は問題はないかもしれない。そこでは権力の正当性と現実の権力の担い手が主権の主体規定のうちに統一的に表現されているからである。現実の支配者である君主は、その権力を君主が君主であることによって正当化しているのであり、また社会主義国では、主権規定が「労働者階級の権力」という国家権力の階級的性格の規定にとっかわっているとされているが¹⁷⁾、それでも労働者階級の権力が労働者階級自身によって正当化されている点にかわりはない。要するに、いずれも権力の正当化に他者を採用する必要がない。このようなところでは、主権主体とそれが現実に権力を行使する国権行使のあり方は原則として整合性をもつから、それをそのようなものとして分析することは一応可能といつてよいであろう。

しかしブルジョワジーが支配する資本主義国家における主権に関してはどうか。ブルジョワジーはその支配をブルジョワジーであることそのことによって正当化しているであろうか。そのようなことはありえない。「ブルジョワジーが主権者である」という規定をかかげた憲法などありえないし、教授の「国民主権」もまさしくブルジョワジーではなくやはり「国民」が主権者なのである。

私の、教授の立場に対する批判、したがってまた「国民主権にもかかわらず…」という私の見解の根拠となっているのは、この、ブルジョワジーはその権力を自己自身によっては正当化しえない、というごく単純な事実なのである。

私が、教授の「国民主権の研究」¹⁸⁾の書評で、ブルジョワジーがなぜ「ブルジ

17) 長谷川正安「主権について」「国家の自衛権と国民の自衛権」(勁草書房、1970年)所収、63頁。

18) 「市民革命と民主主義」法律時報1971年2月号、65頁以下。

「ブルジョワ主権」ではなく「国民主権」を主張したのかをまず問題とすべきことを強調し、またその分析をブルジョワジーの権力確立後のみではなく、革命前からの権力の移行過程を含めておこなうべき¹⁹⁾、としたのも、このブルジョワジーの支配の特質とその歴史的根拠を明かにすることが必要だと考えたからに他ならない²⁰⁾。

ブルジョワジーが自己を主権者となしえないとすれば、君主主権のように自己の支配を保障しうる国権行使の制度を主権主体規定から合論理的には導き出しえないはずであり、したがって、ブルジョワジーの支配を可能とする法構造を国民主権がもっていたのではないか、という教授の問題意識自体に賛成しがたい。

4 さらに、方法的にも、ブルジョワジーに適合的な制度と主権主体規定を整合的に結びつけることはできないのであり、そのことは、かえって国民主権のもつ「イデオロギー性」と「理念性」を全体としてとらえることができなくなるといわざるをえない。というのはこうである。

まずブルジョワジーはその権力を自己自身によって正当化しえない、ということから、ブルジョワ国家の主権原理に関し次のような特質が導き出されよう。

① まず第一に、ブルジョワジーの支配の下では、権力の正当性と現実の権力の担手が分離せざるをえない。このようなあり方のもとでは、主権論に関し権力の正当性の問題を独自に論ずることが当然必要になる。ブルジョワジーの支配の正当性として援用されているのは、いうまでもなく「国民」である。この正当性の領域では、「国民」は「抽象的観念的統一体」か「具体的現実的存在」か、ではなく、なによりもまず階級的な関係でとらえられなくてはならない。すなわち、この「国民」が君主や貴族などの特権身分とどのように対抗しているのか、また「国民」内部の階級対立に対してどのようなあり方をしているか、である。ブルジョワジーが君主や貴族に対して独自の地位を主張し、また

19) 同前66—67頁。

20) もちろんこのことは「国民主権」の積極面のみを分析すればよいということではない。

ブルジョワ革命がブルジョワジーの権力の基本的優位のうちに解決された限りにおいて、したがって権力の正当性の問題が徹底して争われた限りにおいて、²¹⁾「国民」は、君主や貴族を当然のことながら排除し非特権層の総体としてとらえられ、したがって「国民」を構成する個人は法的に平等たらざるをえず、またその階級的人格を捨象した等質な個人としてとらえられることになる。このような「国民」である限り、それが国権行使のあり方という法的な関係に入る時、「国民」を構成する市民の政治的平等といった民主主義的要請が導き出されるのである。しかし、もちろんこのこととそのような民主的制度がブルジョワジーの権力の確立後現実に採用されるかどうかは、全く別問題である。

② したがって第二に、憲法上採用される、ブルジョワジーがそれを媒介として権力を掌握する具体的な国権行使のあり方と主権規定については、次のようになる。

憲法上採用される国権行使のあり方は、いうまでもなく、主体規定から自動的に決定されるのではなく、それとの関連を意識しながらも、教授がのべているように、それぞれの歴史段階における「歴史的社会的条件」²²⁾—それは民衆による下からの要求とそれに対するブルジョワジーの対応、そしてその対応のあり方を規定する力関係ということになろう—によって決定される。その場合、一定の条件のもとで、ブルジョワジーの支配にとって適合的な制度—たとえば財産による制限選挙制—が採用されたとしても、それを主権規定から合論理的に導き出すこと、すなわち正当化することはできない。主権者はブルジョワジーではなく「国民」だからである。要するに、このような国権行使のあり方（非民主的な）と主権主体規定は矛盾対立せざるをえないのである。だからこそ、「国民代表」という法観念、そして「国民主権」自体もこの現実を隠蔽する「イデオロギー」的機能をはたすことになるのである。

これに対して、教授の、ブルジョワ支配を可能とする「国民主権」の構造

21) 樋口教授によれば、フランス1791年憲法も権力の正当性という主権の争点は回避していない（『近代立憲主義と現代国家』勁草書房、1973年、299頁）。

22) 「世界」論文54頁。

は、非民主的な国権行使のあり方から「合論理的に帰納」されなければならない、というものである。

しかし、この方法論は、まず第一に、主権のあり方を「国権行使のあり方」からのみ帰納すべき、とすることによって、主権における権力の正当性の問題が欠落せざるをえない。²³⁾²⁴⁾ また第二に、私からすれば、本来対立するはずの主権主体規定と現実の非民主的な制度との関係を、整合的に、しかも非民主的な制度の方から結びつけることによって、結局「国民」を否定的なものとしてのみとらえることになるからである。

5 総じて私には、教授の方法はすくなくとも、主権主体と現実の支配者がこ

23) 教授の、この主権における権力の正当性の問題を欠落させた見方は、「研究」においてブルジョワジーが「人民主権」的原理をかかげる場合をすべて、それはブルジョワジー自身の要求ではなく、民衆を革命に動員するための「統一戦線の理論」であったとする点にもあらわれている。具体的には、たとえば、革命直前のシェイエスの「第三階級とは何か？」における「人民主権」論、1789年8月の人権宣言における主権原理がある（前者については「研究」198頁、後者については、同227頁）。

このうちシェイエスの「人民主権」論については、私がそれを「卒直に読むならば」、「ブルジョワジー自身の要求でなければならなかったのではないか」（私の「書評」67頁）とのべたのに対して教授が釈明を求められているところでもあり（「史的展開」25頁）、これについてのみ簡単におこたえしておく。

教授の「統一戦線論」説は、これは私の推測にすぎないが、宮沢教授の「イデオロギー批判」が「イデオロギー」を「非支配層の希望・欲求」、つまりブルジョワジーにとっては他者の要求である、とするとらえ方（前掲「国民代表の概念」187頁）をひきついでるようにみえる。しかしたとえそうであったとしても、支配層がそうした非支配層の利益を担っている、主権論に即していえば支配層自身が国民主権を担っている、それを実現している、ということは、支配者自身の権力が、国民主権に基づくものだ、国民を代表している、ということにほかならないのであるから、それは必ずしも権力の正当性の認識と対立するものではない。したがって私自身の立場からすれば、「統一戦線論」説であってはならない、ということでもないのであるが、教授の場合、このことが本文にのべた方法論上の問題のあらわれとみることができるのである。

さて、私の「卒直に読むならば」の意味は、「書評」にのべたこと以上ではないのであって、要は、「第三階級とは何か？」における「人民主権」論は、権力獲得後

となる資本主義国家の主権の分析方法としては適切ではないと考えられる。それとも教授は、「ブルジョワジーは自己の権力を自己自身によって正当化しない」という事実もなお実証されなければならないと考えられるのであろうか。しかしそうであるとしても、ブルジョワ支配における主権と君主主権が同一のあり方を示すとはかぎらないのであって、すくなくともより開かれた方法が必要ではなかったであろうか。

それでもなお、次のような反論が存在するかもしれない。すなわち、教授の「国民主権」の構造は、ブルジョワジーの支配のもとでさけられない「イデオロギー」的関係の背後に隠されている真実の法律関係を明かにしたものである、と。ところが、このようなものとして教授の「国民主権」をとらえると、

達成すべき何らかの要求を綱領的にのべたのではなく、まさしく当時におけるブルジョワジーの要求と「行動方針」の根拠づけとしてのべられている、ということである。

当時の段階における争点は、これは私がのべるまでもなく、第三身分会議の議員数の倍化と頭別投票である。このような第三身分の主張の根拠は何であったか、それはフランスにおいて「国民的統一」が達成されねばならず、そしてその「国民」を形成するのは第三階級に他ならない、第三階級こそ「国民」であるということである（もちろんそれにくらべれば上の要求は「最低限」にすぎない）。また、この要求に特権身分が応じないならば、国民は憲法制定権力をもっているのであり何でもできるのだ、ということである。まさに、このシェイエスの理論によってまたそれによってこそ、革命初期のブルジョワジーの要求と行動がみごとに正当化されているのである。そしてブルジョワジーの政治的拠点としての第三身分会議（のちの国民議会）は、国民の主権を代表する機関として、革命を推進しえたのである。当時の状況の下で君主との関係が積極的にのべられていないことは留保するが、私には、これ以上に卒直なよみ方はないと考えられるのであるが、教授は、ブルジョワジーの主権原理は、非民主的な国権行使を保障する非民主的なものでなければならない、と主権原理を国権行使のあり方からのみとらえるから、私のような読み方では、話が合わなくなるのである。

- 24) もちろんこのことは、私が主権は正当性の問題であって国権行使のあり方はどうでもよい、と考えていることを意味するものではない。主権は本来両者を統一的に表現しているものであるし、そうあるべきである。しかし問題は、現実の歴史に登場してくる主権は常にそのようなものとして存在しているわけではない、ということなのである。

実は「国民主権」の存在理由自体が問題とならざるをえなくなる。

この点は、次の解釈論についてのべたのちにあらためてふれることにしよう。その方がよりこの問題性格を明かにすることができると考えられるからである。

II 国民主権の認識と実践（解釈）

1 教授の解釈論について問題となるのは、やはり認識上「国民主権」とされている資本主義憲法の主権規定を「人民主権」として解釈すべきと主張されていることである。認識が主要課題であった「研究」では解釈論については、「解釈論上の必要から、通説的見解を肯定する場合であっても、それに体制イデオロギーとしての機能を営ませないためには、無留保でそれを肯定するのではなく、市民憲法下ではそれが極めて不十分にしか実現されていないことを留保すること、通説的観点つまり人民主権の観点から憲法の具体的な諸規定の解釈を展開しかつそれと憲法運用の現実との乖離を指摘することが不可欠となる²⁵⁾」とのべているだけであるから、どのような根拠で「国民主権」を「人民主権」と解釈するのかが明確ではない。しかし一般的にいて、認識上「国民主権」であるものを「人民主権」と解釈することには問題がある。いかに認識と実践は区別すべき²⁶⁾としても、自己の認識に反する解釈論をとることが解釈態度として成り立ちうるか疑問とせざるをえないし、また認識上の基礎をもたない解釈論は説得力をもちえないと考えられるからである。

2 しかし教授は、論文「地方自治の本質」、「国民代表の原理」において、より積極的に「人民主権」的解釈を提唱し、その根拠づけを試みている。教授の論理をみてみよう。

まず教授の「人民主権」的解釈は次のような事実認識を根拠としている。

25) 「研究」35頁。

26) 1970年公法学会における教授の発言、「公法研究」33号（有斐閣、1971年）、66頁。

27) 前掲拙稿(2)、彦根論叢179号、1976年、104頁。

① 現段階の歴史的過渡的性格を反映して、現代の市民憲法典は、「^{ナショナル}国民主権」と「^{プーブル}人民主権」になじむ規定を混在させていること²⁸⁾。日本国憲法でいえば、43条1項、51条、41条が「国民主権」に、前文第1段、1条後段、15条1項、79条2、3項、96条1項が「^{プーブル}人民主権」になじむ規定とされている²⁹⁾。

② このような歴史的過渡的性格は、「諸々の概念規定の面においても、それを支える憲法意識の面にもみられること」³⁰⁾。日本国憲法の国民主権の概念規定は、「『^{プーブル}人民主権』になじむ規定でなされるが普通で、そのような理解は、学界外では常識にまでなっている」³¹⁾とされる。

以上の2点である。そして、「憲法解釈は、このような憲法規定、憲法概念、憲法意識の状況をふまえて、『人民主権』の観点から矛盾する諸規定に整合性を与えることを課題とすること」³²⁾というになる。

たしかにここでは、『人民主権』になじむ規定³³⁾や、学説、国民の憲法意識における「人民主権」的理解といった「人民主権」的解釈の認識上の根拠が与えられている。教授の解釈論は、これらの『人民主権』になじむ規定³³⁾を根拠に、憲法上の主権規定を「人民主権」と解し、さらに『国民主権』になじむ規定³³⁾をも「人民主権」的に解釈する、ということになる。

たしかに一般的にいって、憲法上相対立する規定が存在する場合、その一方のよってたつ価値原理を選択し、その立場から他の規定を解釈したり、またその対立する諸規定の一方がより原則的規定と考えられる場合、その原則的規定の立場から解釈論をなすことは当然ありうることである（たとえば日本国憲法における国民主権—但し私流に理解した—と天皇制）。教授が、『人民主権』になじむ規定と『国民主権』になじむ規定が混在する³³⁾とのべる場合、あいまいな表現ではあるが、このような場合にあたるといえよう。すくなくとも性格

28) 「国民代表の原理」(4), 法律時報1977年4月号, 105頁。

29) 「地方自治の本質」(3), 法律時報1976年4月号, 136頁。

30), 31), 32) 「国民代表の原理」(4), 法律時報1977年4月号, 105頁。

33) これらすべては「研究」においては、その主観的意図にかかわらず「体制イデオロギー」(同35頁)とされている。これらは、「国民主権」の真の構造が明かにされた現在では「理念」として自覚されるにいたった、ということであろうか。

のことなる規定が同一憲法典上に並存していると考えられていることは明かである。

3 しかし、このような解釈の根拠となっている事実認識（特に、憲法規定に関する）は、教授の「国民主権」に関する認識上の結論とは大きなへだたりがあるといわなければならない。

① まず第一に、教授の「国民主権」における具体的な国権行使のあり方は、憲法によって定められる「代表」の存在形態によって定められるのであるが、その「代表」は君主から国民投票を行う選挙人団までを含みえ、その意味で「国民主権」は「あらゆる『政治形態』とも結合することができるもの³⁴⁾」である。したがって、君主であれ議会であれ選挙人団であれ、様々な主体の国家意思決定への参加を定める憲法規定はすべて「代表」の具体的な存在形態を定めたものとして「国民主権」の構造に整合的に位置づけられることになる。しかも、「国民主権」にとっては、「単数ないし複数の自然人によって構成される国民代表により主権が行使されることだけが構造的に不動³⁵⁾」とされるから、すべての憲法規定は、「国民主権」に対して平等に「なじむ」ものであって、その「なじむ」程度に差があったり、ましてや「なじみ」のない規定など存在しえない。もしそのような規定があるとすれば、国権行使の制度について一定のあり方を規定する、樋口教授の「国民主権」の場合である。したがって、認識上の「国民主権」にとって本来性格のことなる規定は存在しないはずのものといわなければならないから、性格がことなったり相対立する規定をそのどちらか一方の立場から解釈する、といった問題は存在しないはずである。³⁶⁾

しかし次のようにいうことができるかもしれない。憲法上の諸規定がすべて「国民主権」になじむとしても、直接民主制を定める規定などは、「人民主権」にも「なじむ」規定でありうる、と。たしかにそれはいいうる。しかしその

34) 「研究」319頁。

35) 同前334—5頁。

36) ただし、「人民主権」になじむとされる規定を教授が認識のうえでの「国民主権」において具体的にどのようにして整合的に位置づけられるのかは、私にはわからない。

「人民主権」の理念は、憲法上にはなく、あくまでも民衆の憲法意識に存在しているだけであって、「人民主権」にもなじむ規定は、すでにのべたように「国民主権」に整合的に位置づけられている。このような場合、認識上は、「国民主権」としながら、憲法上のあれこれの「人民主権」にもなじむ規定をもって憲法の全体を「人民主権」とし、さらに「『国民主権』になじむ規定」—正確には「『人民主権』にはなじまない規定」である—までも「人民主権」的に解釈する、という解釈論はいかなる規範論理的整合性と説得力をもつのであろうか。解釈論においてはなによりも規範論理的整合性を必要とされる。もし一方に、教授の認識上の「国民主権」の構造に即した「国民主権」的解釈が存在する場合、「人民主権」的解釈は、たとえそれがいかに民主的で歴史の発展方向をふまえたものであっても説得力をもちえないといわざるをえない。

② しかしより重大なことは、教授の「『人民主権』になじむ規定」があれこれの国権行使のあり方（直接民主制など）に関するものではなく、主権主体規定そのものにかかわる規定であると考えられているのではないか、ということである。

この点どうなのか、教授は必ずしも明確にのべているわけではない。たとえば、日本国憲法43条1項、51条を通説的（「国民主権」的）に解釈することは、「当然に『人民主権』になじむ国民主権の理解のしかたや、それに適合的な憲法規定、『半代表概念』、それらを支える憲法意識と整合性を失わざるをえない（傍点渡辺³⁷⁾」とのべたり、「国民主権の『人民主権』的な理解をふまえて、国民代表制をそれになじむものとして解釈することが要請される（同前³⁸⁾」とのべているから、主権主体の「人民主権」的理解はあくまでも憲法意識上の存在とされているのかもしれない。そうであれば、問題は①にもどる。しかし、フランス1946年憲法および1958年憲法の「国民主権は人民に属する」という主体規定が憲法の過渡的性格を象徴的に示すものとして引用されているし、³⁹⁾ また日

37) 「国民代表の原理」、法律時報1977年4月号、105頁。

38) 同前106頁。

39) 同前105頁。

本国憲法の「人民主権」になじむ規定とされているのも主体規定にかかわるものが多い（前文1段、15条1項など—15条1項は、「『人民主権』^{プープル}的な国民主権⁴⁰⁾概念」とされている—）。さらにより重大なことは、影山教授の、[憲法規定を「人民主権」的に解釈すべきことを主張した文章が肯定的に引用されていることである。⁴¹⁾この影山教授の文章は、その引用部分からも理解されうるように日本国憲法が「人民主権」を「理念として承認」していることを前提とした主張である。このことは杉原教授の引用部分の直前に、「四六年憲法における国民主権の原理は『プープル主権』のそれに該当する。しかしそれは以上の理念型で把握される『人民（プープル）主権』を理念として承認しているレベルにあるのであって、理念の内包する属性を実現してしまっているわけではない。……国民主権があの理念型の『人民（プープル）主権』を理念として承認しているレベルにあるということは、この理念が憲法の現実態としてはいまだ現実化されていないことから、四六年憲法における国民主権はいまだ完結した内包の実現にいたっていない」という文章のあることから明白である。とすると、「日本国憲法の国民主権は、『人民主権』^{プープル}としての内包を憲法上全面的に実現しているわけではない。あえていうならば、理念として、その部分的な制度化を伴って存在しているにすぎない」という影山教授と同趣旨の杉原教授の文章もやはり「『人民主権』^{プープル}の理念としての承認」を承認していると考えざるをえない。ここではもはや「『人民主権』になじむ規定」などではなく「人民主権」そのものといわざるをえない。

4 この、日本国憲法が「人民主権」を理念として承認しているという事実の

40) 同前106頁。

41) 同前。

42) 影山日出弥「今日における主権論争と主権論の再構成」、法律時報1976年4月号、35頁。

43) 「国民代表の原理」(4)、法律時報1977年4月号。なお前掲「世界」論文63頁に次のような文章があることも本文の私の評価をうらづけるであろう。すなわち、「フランスの第五共和国憲法の場合にみられるように、例外的に若干の事項について直接民主制が採用されると、憲法自体がそれを理由として人民主権が樹立された旨を喧伝しはじめるが、その体制イデオロギー性に注意することである」、というものである。

承認を前提として、教授の解釈論の前提となっている事実認識を整理すると、「人民主権」を理念として承認した憲法規定（『人民主権』になじむ規定）とそれにもかかわらず存在する「『国民主権』になじむ規定」（正確には『人民主権』にはなじまない規定）の「混在」ということになる（これは、「人民主権」を民主的制度を導き出さしめる原理というレベルでのみ理解すれば、私の認識レベルでの認識と同じである。ただ私は市民憲法の全体についてそうだと考えており、教授は現代憲法についてのみであるが、それはここでは重要な問題ではない）。

この解釈論上の事実認識と認識レベルでの「国民主権」はどのような関係にあるのであろうか。理念として「人民主権」を承認した憲法に同時に存在する「国民主権」とはどのようなことなのであろうか。ここでまた、Iの最後の部分でのべた問題が登場することになる。私には、この両者は矛盾していると考えられるのであるが、この両者を整合的に理解しようとすれば、これもIの最後の部分でのべておいたように、「人民主権」であれなんであれ「イデオロギー（ないし「理念」）のもとに隠された真実の法律関係が「国民主権」であり、「人民主権」の「イデオロギー」を「理念」として積極的に活用したのが解釈論、ということになる。たしかに「イデオロギー批判」においては、たとえば議会と選挙人との間は「国民代表」という「イデオロギー」的關係とそのもとに隠された選任関係という二つの関係でとらえられるし、また「国民代表」という「イデオロギー」を一定の条件のもとで「理念」として解釈論として用いることも可能であろう。しかし教授の「国民主権」は「国民代表」における選任関係のように「イデオロギー」のもとにかくされたままでよいのであろうか。教授によれば、「国民主権」は君主主権に反対しつつも、民衆の政治参加を排除するためにブルジョワジーによって提唱されたものである⁴⁴⁾。とすれば、それは君主主権や「人民主権」を排除するという自己主張と法的効果を当然もたなければならぬはずである。しかしそのためには、公然と自己の存在を証明しなければならぬのではないだろうか。つまり「イデオロギー」としてで

44) 「世界」論文53頁。

あれ「理念」としてであれ、またそれが民衆の支持をとりつけるためであれ、憲法上「人民主権」を承認しておいて、そのもとに隠されたままで、そのような法的効果ははたして可能であろうか。私にはそれは不可能としか考えられないのである。⁴⁵⁾

まとめにかえて

教授の「史的展開」における御指摘をふまえて、現段階における私の考え方をのべた。私は、教授の「権力の民主化なければ人権の保障なし」(もちろんこのことは「権力の民主化」が達成されれば人権の問題は解決したということの意味するものではない)という立場に賛成である。またその見地からの「通説的国民代表」論の「人民主権」的再構成という志向にも賛成である(このことは、機械的な命令的委任論の復活を意味しないが)。しかしそれは、やはり認識上も国民主権が「イデオロギー」としてであれ「理念」としてであれ、民主主義的制度をひき出しうるものとして成立したから可能なのであり、それは、現代憲法のみにおける特殊な現象ではなく、「ブルジョワジーは自己の権力を自己自身によっては正当化しえない」というブルジョワ支配の本質に起因するものだと私は考えるのである。

最後に、教授の御質問のうちのこされたものについてのべておきたい。それはフランス革命の構造理解⁴⁶⁾についてである。

結論だけのべれば、現在のところ大枠において私は教授の理解に賛成である。もっともすでにのべてきた私の立場からすれば、教授の判断根拠となっている「主権原理の理解からすれば」という点については、留保せざるをえないが。

とすると、「主権原理、所有制度については、権力と社会のあり方の根本に関する問題として、各階層の対応がことならざるをえないはずだ⁴⁷⁾」という反論

45) ここには教授の、「イデオロギー批判」の方法に対する独自の理解があると考えられる。しかしその検討はここでの課題ではない。

46) 「史的展開」24頁。 47) 同前35頁。

がなされるであろう。しかし、ブルジョワジーの国民主権が民主主義的制度を導き出しうるものであると考えることは、ブルジョワジーと「民衆」との対応を同じものだと考えることにはならない。私は、権力に対する対応がことなっているはずだ、という教授の見解にも賛成である。すなわち、ブルジョワジーは自己の権力の正当化のため国民主権をかかげざるをえなかったにしても、権力確立後は、国民主権の当然の帰結たる民主主義的諸制度の実現に消極的たらざるをえない。「民衆」へのおそれから、君主と妥協し、また「民衆」の政治参加をはばむために、財産による制限選挙制等を採用せざるをえない。これがブルジョワジーの対応の仕方である。これに対して「民衆」はどうか。私なりの考え方からいえば、問題は、その「民衆」の独自の対応の仕方がどのようなものであったか、たとえばブルジョワジーがかかげた国民主権の論理的徹底という形態をとったのか、それともそれをこえる独自の主権原理をうみ出すにいたっていたか、ということになる。

しかしこの問題の解決もまた私にはなお達成さるべき課題たらざるをえないのである。